

## 会告

平成 13 年度総会において、日本輸血学会会則が一部改訂になりました。変更部分は下線のとおりです。

日本輸血学会会則 (昭和 54 年 6 月 16 日改訂)  
 (昭和 58 年 5 月 19 日一部改訂)  
 (昭和 62 年 3 月 28 日一部改訂)  
 (平成 6 年 5 月 31 日一部改訂)  
 (平成 9 年 5 月 24 日一部改訂)  
 (平成 13 年 6 月 1 日一部改訂)

### 第1章 総則

#### 第1条 名称

本学会は日本輸血学会(The Japan Society of Blood Transfusion) (以下本学会という) と称する。

#### 第2条 事務所

本学会の事務所は東京都渋谷区広尾 4 - 1 - 31, 日本赤十字社中央血液センター内に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### 第3条 目的

本学会の会員相互の研究成果の交流と研讃を通じて、輸血学の進歩・向上をはかることを目的とする。

#### 第4条 事業

本学会はその目的達成のために、次の事業を行う。

- 1) 会議の開催
- 2) 会誌および、その他の刊行物の発行
- 3) 学術集会、学術シンポジウム、講演会等の開催
- 4) 輸血学教育の推進
- 5) 国際学会との交流および開催
- 6) 学会認定医、認定技師の資格認定
- 7) その他、本学会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### 第5条 会員

本学会の会員は、正会員、名誉会員、及び特別会員とする。

会員は、本学会の主催する学術集会、学術シンポジウム、講演会等に参加し、また会誌に学術発表をすることができる。

- 1) 正会員: 本学会の目的に賛同する者で、会長の承認を得た者。
- 2) 名誉会員: 名誉会員は、多年本会の発展に貢献した会員の中から幹事会において推薦し、評議員会および総会の承認を得るものとする。名誉会員の有資格者として、以下の3条件をみたすこととする。
  - 1) 70歳以上である。
  - 2) 本学会の幹事、総会長、秋季シンポジウム会長の経歴を有すること。

3) 名誉会員にふさわしい業績を有すること。

名誉会員の推薦に際しては2名以上の幹事の推薦状を、総会の1ヶ月前までに会長へ提出すること。ただし、推薦に際しては、非推薦者の了解を得ること。会長は、名誉会員の中から名誉会長を委嘱することができる。

3) 特別会員: 特別会員は、70歳以上で、多年本会の発展に尽くし、15年以上の評議員歴の会員の中から、会長の推薦により、幹事会で審議し、評議員会および総会の承認を得るものとする。

名誉会員、特別会員は評議員会に随時出席し、本学会の発展のために助言することができる。

#### 第6条 入会・退会手続き等

- 1) 入会: 本学会の会員になろうとする者は、本学会事務所に入会申込書を提出し、会長の承認を受けるものとする。
- 2) 退会: 本学会を退会しようとする会員は、本学会事務所に書面をもって退会の申出をしなければならない。
- 3) 会員資格喪失: 本会の名誉を著しく毀損した会員は、評議員会の議を経て除名する。正当な理由なく、2年以上継続して会費を滞納した会員は、退会したものとみなす。
- 4) 2年以上海外留学などで会費納入が不可能な場合については、休会届を提出すること。

### 第4章 評議員、役員および委員会

#### 第7条 評議員、役員

- 1) 本学会は、評議員および次の役員を置く。

評議員	若干名
幹事	若干名
会長	1名
副会長	1名
監事	2名

- 2) 評議員は評議員会を組織して、本学会の会務全

般について審議する。評議員の選任及び退任は、別に定める細則1による。

- 3) 幹事は会長を補佐し、会務を分担する。幹事は評議員による選挙で選出された選出幹事と、会長に指名された指名幹事である。総務幹事、庶務幹事、会計幹事、会誌編集幹事、各種委員会担当幹事を、幹事の中から会長が指名する。幹事の選任および退任は、別に定める細則2による。
- 4) 会長は本学会を代表し、会務を総括する。会長は細則2に定める選出幹事の中から、細則3により選任される。
- 5) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。副会長は会長が選出幹事の中から指名し、評議員会に報告する。副会長の任期は2年以内とする。会長事故あるときの会長代行の任期は、次期会長が就任する日の前日までとする。副会長の再任を妨げない。
- 6) 監事は会計を監査する。監事は評議員において評議員の中から選出され、会長が委嘱する。任期は2年とする。監事の再任を妨げない。
- 7) 会長、副会長、幹事、監事の任務期間は、定期総会終了の翌日からそれぞれに定められた任期満了時の定期総会終了の日までとする。

#### 第8条 委員会

本会は第4条に掲げる事業を円滑に行うために各種委員会を置くことができる。委員会の委員は会員の中から会長が委嘱する。

### 第5章 会議、定例学術集会および学術シンポジウム

#### 第9条 会議、定例学術集会および学術シンポジウム

- 1) 会議は総会、評議員会、幹事会とする。
- 2) 総会、定期学術集会および学術シンポジウムは年1回以上開く。
- 3) 定期学術集会を主催するために年度毎に学術総会会長を置く。また学術総会会長は総会および評議員会の議長となる。
- 4) 学術総会長の選出は評議員会において行う。
- 5) 定例学術集会と異なる時期に、学術シンポジウムを開く。年度毎に学術シンポジウム会長を置く。
- 6) 学術シンポジウム会長の選出は、評議員会において行う。
- 7) 評議員会は毎年1回定例学術集会の際に会長が招集する。評議員会は評議員の過半数の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは会長が決

定する。評議員の過半数の要求があるときは臨時評議員会を開かねばならない。

- 8) 幹事会は、幹事をもって組織し必要に応じ、会長が年2年以上招集する。会長は学術総会長、学術シンポジウム会長に幹事会への出席を要請することができる。また、会長は監事に幹事会への出席を要請することができる。

### 第6章 学会支部

#### 第10条 支部

北海道、東北、関東・甲信越、東海、北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄の各地方に本学会の支部を置く。支部の会則は本学会会則に準拠するものとする。細則は当該支部が定める。支部長は各支部において選出される。

### 第7章 会計

#### 第11条 会計

- 1) 本学会の経費は、年会費その他の収入をもってあてる。
- 2) 予算及び決算は評議員会の承認を受け、総会において報告しなければならない。
- 3) 会費は、会計幹事の提案によって幹事会の議を経て評議員会において決定する。
- 4) 会員は、本学会の経費にあてるため、評議員会で決定された会費を納入しなければならない。但し、名誉会員、特別会員はこの限りではない。会員であった者が退会し、または除名された場合、退会または除名時に会費の滞納がある時は、会員であった者は、滞納会費の納入義務を免れない。
- 5) 会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わるものとする。

### 第8章 会則の変更

#### 第12条 会則の変更

本会則は、評議員会の議決により変更することができる。評議員会の会則変更の議決には、評議員の3分の2以上が出席し(委任状を含む)、その3分の2以上の賛成を要するものとする。会長は本会則の変更があった場合、変更後に初めて開催される総会にて報告しなければならない。評議員会は、本学会の運営に関し、必要な事項で本会則に定めのない事項につき定めることができる。

付則:本会則は平成13年6月1日より発効する。ただし、細則1、細則2、細則3は平成9年度の選出幹事選出のときから適用する

## 細則1

### 評議員の選任及び退任

#### 第1条 評議員候補者

会員歴引き続き5年以上の者で、輸血学に関して功績のあった者の中から評議員2名の推薦を受けた者を評議員候補者とする。

#### 第2条 評議員候補者推薦の手続き

評議員候補者推薦の手続きは、幹事会の定める内規1による。この事務手続きは、支部長を通して次期総会評議員会の8週間前までに、会長宛に行う。

#### 第3条 評議員審査委員会

副会長を委員長とし、総務幹事、編集委員会を代表する幹事、庶務幹事、教育委員会を代表する幹事をもって評議員審査委員会を組織する。

評議員審査委員会は、前項の評議員候補者について適格性を審査し、その結果を次期総会評議員会の1週間前までに会長に報告する。

#### 第4条 評議員の委嘱

会長は、評議員審査委員会の結果を評議員会に報告し、

承認を得て評議員候補者に対して

評議員を委嘱する。以上を総会で報告する。

#### 第5条 評議員の退任

- 1) 評議員は、年齢70歳に達した後、初めて開催される総会評議員会をもってその任を終える。
- 2) 会長は、評議員に以下の事由があるときは、評議員審査委員会の承認を経て、評議員の委嘱を解除することができる。

正当な理由なく、2年以上継続して評議員会を欠席したとき。

病気その他の理由により、職務の遂行が不可能、若しくは著しく困難になったとき。

その他、職務を行わせるのが本学会の利益に明らかに反すると認められる事由が生じたとき。

#### 第6条 細則1の変更

本細則は会則の一部として、その変更は会則第12条の規定による。

## 細則2

### 幹事の選任及び退任

#### 第1条 幹事の定数

幹事は評議員の選挙による16名の選出幹事と、会長指名による8名以内の指名幹事とする。

#### 第2条 選出幹事候補者

選出幹事候補者は、幹事の任期満了となる年の4月1日に69歳以下の評議員とする。但し選出幹事に欠員があるときは、任期4年未満2年以上の評議員も選出幹事候補者に加える。

#### 第3条 選出幹事選挙管理委員会

選出幹事選挙管理委員会は、副会長と、会長の指名する評議員4名をもって組織する。

#### 第4条 選出幹事の選出

選出幹事は、総会評議員会の14週間前までに選出される。選出幹事の任期は4年とし、原則として半数が2年毎に改選される。再選を妨げない。

#### 第5条 選出幹事の欠員補充

選出幹事が欠員となった場合、次期選挙まで欠員の補充を行わない。但し、欠員となった選出幹事の残任任期が2年以上ある場合には、次期選挙の際、定数8名に欠員となった選出幹事の員数を加えて幹事を選出し、欠員を補充する。この場合、補充された選出幹事の任期は2年とする。当選者が就任を辞退した場合は、次位の者を繰り上げるものとする。

#### 第6条 選出幹事の選挙

- 1) 総会、評議員会の20週間前までに、選出幹事候補者名簿を全評議員に送付し、8名を無記名投票で選ぶ。投票結果で上位8名を選出幹事とするが、その最下位の得票数の者が複数ある時は、年齢の下の者を当選者とする。

## 第7条 投票

前項の投票は、選出幹事選挙管理委員会配付の選出幹事候補者名簿中の8名以内を送付された投票用紙に連記する。投票は、無記名投票で実施する。投票者は、投票用紙を同時に送付されている専用小封筒に入れ、さらに専用外封筒の署名欄に氏名を自署し、総会評議員会の16週間前までに本学会事務局に送付する。以上の要件を満たさない投票は無効とする。

## 第8条 選挙の報告

選出幹事選挙管理委員会は、投票結果を総会評議員会の14週間前までに会長に報告する。評議員会において、その結果を報告する。会長は、選出幹事を委嘱する。

## 第9条 指名幹事の指名

会長指名による次期指名幹事は、新たに選出された次期会長によって、前任会長の任期終了時の総会評議員会の前に地域性などを考慮して指名される。会長指名幹事の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

## 第10条 細則2の変更

本細則は会則の一部とし、その変更は会則第12条の規定による。

## 細則2の付則

- 1) 会則改正後はいじめて選出幹事を選挙するときは、4年任期の選出幹事8名と2年任期の選出幹事2名を選出する。
- 2) 細則2の付則1は、平成9年度の選出幹事選出後は失効する。

## 細則3

### 会長の選任及び退任

## 第1条 会長の選出

次期会長は、2年毎に新たに評議員による選挙によって選出された新選出幹事を加えた選出幹事の互選により、総会評議員会の10週間前までに選出される。会長選出のための第一回選出幹事会は、選出幹事選挙管理委員会委員長によって招集される。会長選出にあたって、投票によって決定する場合は、過半数を得たものを当選者とする。過半数を得るものがない時は、上位2人で決戦投票を行う。最多得票者を当選者とする。この場合、上位2人が同数の場合には、年少者をもって当選者とする。その結果は、評議員会において報告する。

## 第2条 会長の任期

会長の任期は、2年間とする。会長の再任を妨げない。

## 第3条

会長が任期中に欠員となる場合は、選出幹事の互選により選出される。その結果は、評議員全員に報告する。任期は前会長の残任期間とする。

## 第4条 細則3の変更

本細則は会則の一部とし、その変更は会則第12条の規定による。